

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : PESメンブレンカートリッジフィルター
TCSE-E(010, 020, 045)S
-(S, D, T, Q)1(F, N, M, R, P)E

供給者の会社名称, 住所及び電話番号

会社名称 : 東洋濾紙株式会社
住所 : 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル5階

担当部門 : 品質保証室
電話番号 : 03-5521-2176
FAX番号 : 03-5521-2177
メールアドレス : trk-hinsho@advantec.co.jp

推奨用途 : 液体の精密濾過
使用上の制限 : 上記以外の用途にご使用される場合は、
事前にご相談ください。
また、有機溶剤の濾過にご使用の際は、帯電防止対策のため、ステンレスハウジングを使用し、アースをとってください。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性 : 区分に該当しない。
健康有害性 : 区分に該当しない。
環境有害性 : 区分に該当しない。
GHSラベル要素 : なし。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
化学名又は一般名 : PESメンブレンカートリッジフィルター
成分及び濃度又は濃度範囲 : ポリエーテルサルホン(フィルター)
(CAS No.113569-14-5)
(CAS No.36313-66-3)
(CAS No.25667-42-9)
ポリプロピレン(サポートメディア、コア、
プロテクター、エンドキャップ、ブライン
ドキャップ、フィン)
(CAS No.9003-07-0)
(CAS No.9010-79-1)

エチレン・プロピレン・エチリデンノルボルネン(ガスカート※1)

(CAS No25038-36-2)

カートリッジフィルターとして、カーボンブラック、鉱油を1.5%以下、テトラメチルチウラムジスルフィド、テルル-ジエチルジチオカルバメートを0.5%以下含む。

エチレン・プロピレン・エチリデンノルボルネン(0-リング※2)

(CAS No25038-36-2)

カートリッジフィルターとしてカーボンブラックを0.4%以下、鉱油を0.3%以下含む。

※1 カートリッジフィルター形状：
Fコード

※2 カートリッジフィルター形状：
N, M, R, Pコード

官報公示整理番号
化審法

- ： (7)-1853 ポリエーテルサルホン
- (6)-402 ポリプロピレン
- (6)-10 ポリプロピレン
- (6)-47 エチレン・プロピレン・エチリデンノルボルネン
- (2)-1820 テトラメチルチウラムジスルフィド
- (2)-1842 テルル-ジエチルジチオカルバメート
- ： 別表第9の130 カーボンブラック
- 別表第9の168 鉱油
- 別表第9の372 テトラメチルチウラムジスルフィド
- 別表第9の376 テルル-ジエチルジチオカルバメート

安衛法

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 該当しない。
- 皮膚に付着した場合 : 該当しない。
- 眼に入った場合 : 該当しない。
- 飲み込んだ場合 : 該当しない。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水(噴霧)、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素消火剤、ハロゲン化消火剤など。
- 使ってはならない消火剤 : データなし。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項, 保護具及び : データなし。

緊急時措置

| | |
|-----------------|----------|
| 環境に対する注意事項 | : データなし。 |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | : データなし。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|-----|--|
| 取扱い | : 火気のそばでの取扱いに注意する。 強酸、強アルカリとの接触を避ける。 |
| 保管 | : 変質を防止するため、直射日光、紫外線、水濡れ、高温、低温、高湿、屋外保管を避けると共に、強酸、強アルカリとの接触を避ける。 3,000kg 以上の保存時には、消防法(指定可燃物：合成樹脂類)の適用を受ける。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | | |
|------|----------|---|
| 許容濃度 | 日本産業衛生学会 | : 吸入性粉塵；2mg/m ³ (ポリエーテルサルホン) (2013) |
| | | 総粉塵 ; 8mg/m ³ (ポリエーテルサルホン) (2013) |
| | ACGIH | : 吸入性粉塵；3mg/m ³ (ポリエーテルサルホン) (2014) |
| | | 総粉塵 ; 10mg/m ³ (ポリエーテルサルホン) (2014) |
| 設備対策 | | : 必要に応じて講じる。 |
| 保護具 | | : 必要に応じて使用する。 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-------------------|----------------|
| 物理状態 | : 固体、筒状のフィルター。 |
| 色 | : 白色。 |
| 臭い | : なし。 |
| 融点/凝固点 | : データなし。 |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲 | : データなし。 |
| 可燃性 | : あり。 |
| 爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 | : 該当しない。 |
| 引火点 | : 該当しない。 |
| 自然発火点 | : 該当しない。 |
| 分解温度 | : 該当しない。 |
| pH | : データなし。 |
| 動粘性率 | : 該当しない。 |
| 溶解度 | : 水に不溶。 |
| n-オクタノール/水分分配係数 | : データなし。 |
| 蒸気圧 | : データなし。 |
| 密度又は相対密度 | : データなし。 |
| 相対ガス密度 | : 該当しない。 |
| 粒子特性 | : データなし。 |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|---------------------|
| 反応性 | : 通常の取扱い条件では安定。 |
| 化学的安定性 | : 通常の取扱い条件では安定。 |
| 危険有害反応可能性 | : データなし。 |
| 避けるべき条件 | : 強酸、強アルカリとの接触を避ける。 |
| 混触危険物質 | : データなし。 |
| 危険有害な分解生成物 | : データなし。 |

11. 有害性情報

| | |
|------------------|---|
| 急性毒性 | |
| 経口 | : 区分に該当しない。 (成分として) 区分に該当しない。 ラット LD ₅₀ >4,000mg/kg (ポリエーテルサルホン) |
| 経皮 | : データ不足のため分類できない。 |
| 吸入：ガス | : データ不足のため分類できない。 |
| 吸入：蒸気 | : データ不足のため分類できない。 |
| 吸入：粉塵、ミスト | : データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚腐食性/刺激性 | : データ不足のため分類できない。 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | : データ不足のため分類できない。 |
| 呼吸器感作性又は皮膚感作性 | : データ不足のため分類できない。 |
| 生殖細胞変異原性 | : データ不足のため分類できない。 |
| 発がん性 | : データ不足のため分類できない。 (成分として) IARCグループ3(人に対する発がん性は評価できない)に分類されるが、データ不足のため分類できない。 (ポリプロピレン) |
| 生殖毒性 | : データ不足のため分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | : データ不足のため分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | : データ不足のため分類できない。 |
| 誤えん有害性 | : データ不足のため分類できない。 |

12. 環境影響情報

| | |
|-----------------|-------------------|
| 生態毒性 | |
| 水生環境有害性 短期 (急性) | : データ不足のため分類できない。 |
| 水生環境有害性 長期 (慢性) | : データ不足のため分類できない。 |
| 残留性・分解性 | : データなし。 |
| 生体蓄積性 | : データなし。 |
| 土壌中の移動性 | : データなし。 |
| オゾン層への有害性 | : データ不足のため分類できない。 |

13. 廃棄上の注意

該当法規に従い、廃棄物として処理する(国、都道府県ならびに地方自治体の法規、条例に従う)。

一般産業廃棄物と同様に、都道府県知事が許可した産業廃棄物処理業者もしくは、地

方公共団体がその処理を行っている場合には、その団体に委託して処理する。

焼却処分するときは、管理された焼却設備を用いて、大気汚染防止法、廃掃法、水質汚濁防止法等に沿って処理する（廃棄時には、産業廃棄物として処理することをおすすめいたします）。

1 4. 輸送上の注意

国内規制がある場合の規制情報 : 消防法における指定可燃物に該当する。

1 5. 適用法令

化審法

: 既存化学物質

(7)-1853 ポリエーテルサルホン

(6)-402 ポリプロピレン

(6)-10 ポリプロピレン

(2)-1842 テルルージエチルジチオカ
ルバメート

(6)-47 エチレン・プロピレン・エチ
リデンノルボルネン

優先評価化学物質、既存化学物質、質旧第
二種化学物質、旧第三種化学物質

(2)-1820 テトラメチルチウラムジ
スルフィド

安衛法

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及
び有害物

別表第9の130 カーボンブラック

別表第9の168 鉱油

別表第9の372 テトラメチルチウラ
ムジスルフィド

別表第9の376 テルルージエチルジチ
オカルバメート

化管法

第1種指定化学物質

(1)-268 テトラメチルチウラムジス
ルフィド

消防法

: 第九条の四(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの基準)、危険物の規制に関する政令第一条の十二、別表第四指定可燃物(合成樹脂類。3,000kg以上は消防法の適用を受ける。3,000kg未満の場合、物品の貯蔵および取扱いの技術上の基準は市町村条例で定める)。

1 6. その他の情報

記載内容の取扱い

本データシートの記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。

また、含有量、物理・化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではなく、注意事項は、通常の手続きを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

ご需要家各位は本シートを参考にして、自らの責任において、個々取扱い等の実態

に応じた適切な措置をお取りくださいますよう、お願いいたします。

参考文献

- ・ G H S に基づく化学品の分類方法 (JIS Z 7252:2019)
 - ・ G H S に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (S D S) (JIS Z 7253:2019)
-